

令和2年度

入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン

令和2年3月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

○アクションプランの策定について

大阪市における全庁的なコンプライアンスの取組みを強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、本委員会では平成 27 年度から「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、その実施状況等を検証した上で、その内容を次年度のアクションプランに活かしていくという、PDCA サイクルに沿った継続的・恒久的な取組みを行っている。

こうした中で、平成 31 年 1 月に発覚した本市発注工事における官製談合事案については、職員が懲戒免職・実刑判決となるなど、市民からの信頼を大きく損なうこととなった。事案の重大性に鑑み、再発防止策等に取り組むこととした平成 31 年度アクションプランについては、令和元年 10 月末日時点の取組状況を検証し、取組みはおおむね順調との結果を大阪市入札等監視委員会へ報告したものの、引き続き再発防止の取組みを継続して実施する必要がある。

また、こうした重大な事案のみならず、「不適正な契約上の事務処理」を行えば、懲戒処分の対象となるだけではなく、職員個人に対する損害賠償請求や求償の対象となる場合もあり、悪質なケースでは刑事責任を問われる場合もある。

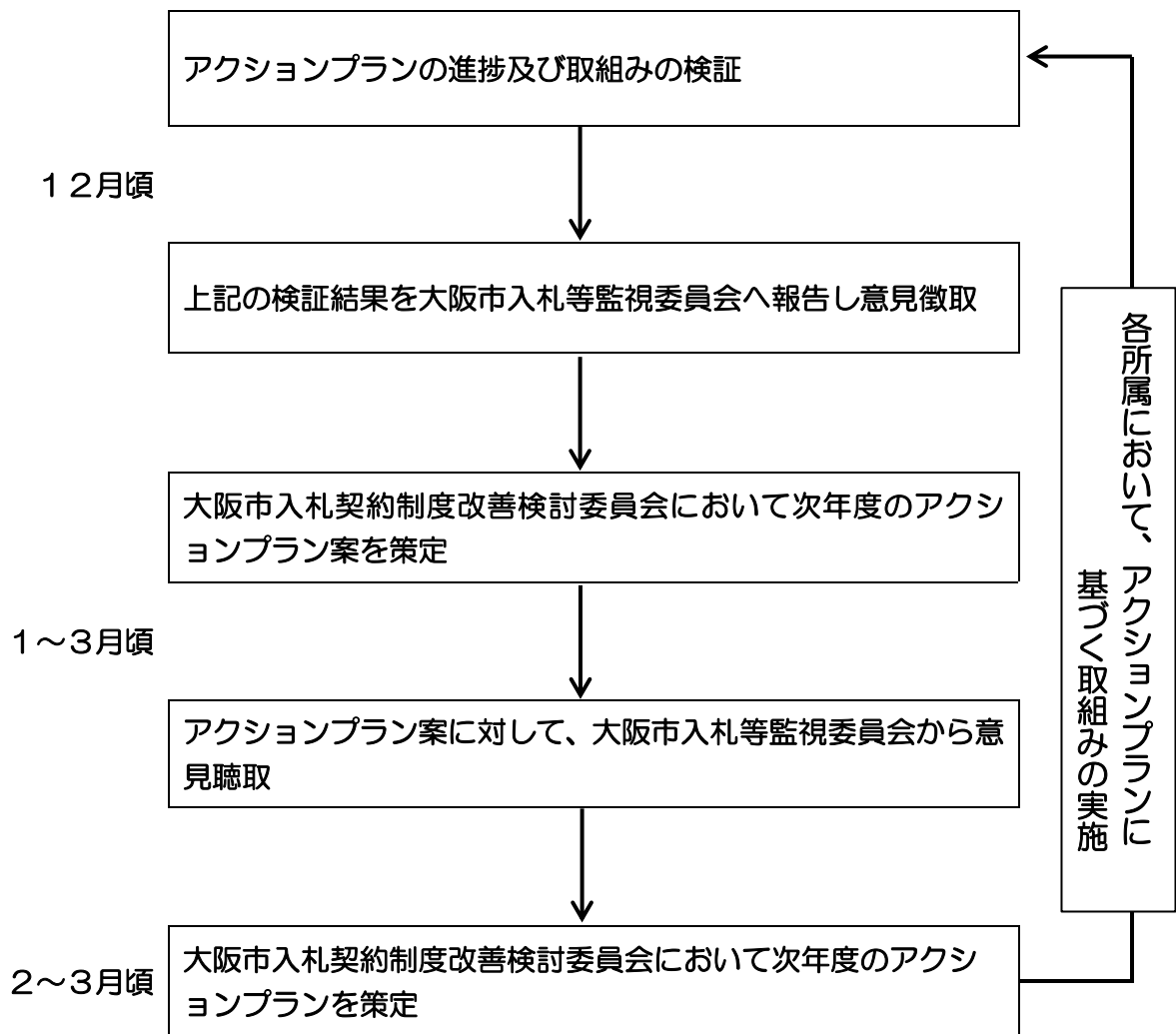
条例や規則、ガイドラインなどの制度を構築するだけでは、いずれ緊張感が薄れ、意識の風化や、取組みの形骸化を招きかねない。このため、職員一人ひとりがその意味を理解し、自らのものとして職務に活かしていく必要があり、組織としても、不適正な事務処理が行われないような仕組みを有していることが重要である。各所属においては、個々人の良心に委ねるだけではなく、上司、部下職員ともに確認作業や事務手続が形骸化していないか、単なる作業となっていないかなど、厳しい視点で自らを振り返ることが重要である。

本委員会としては、入札契約に関する不祥事がこれ以上繰り返されることのないよう、各所属において、本アクションプランの趣旨とその内容を十分に理解し、継続的に取り組むことで、実効性を高めていくとともに、“市民の疑惑や不信を招くような行為は絶対にしない”ということを職員一人ひとりが肝に銘じて行動することを強く求めるものである。

○入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの作成方針

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上あるいはその徹底について、継続的・恒久的に取り組むことが重要と考えることから、コンプライアンス・アクションプランについて、次のとおり、年度ごとに策定及び検証を行う。

作成方針イメージ



【所属一覧】

区	局・室
北区役所	副首都推進局
都島区役所	市政改革室
福島区役所	I C T戦略室
此花区役所	人事室
中央区役所	都市交通局
西区役所	政策企画室
港区役所	危機管理室
大正区役所	経済戦略局
天王寺区役所	中央卸売市場
浪速区役所	総務局
西淀川区役所	市民局
淀川区役所	財政局
東淀川区役所	契約管財局
東成区役所	都市計画局
生野区役所	福祉局
旭区役所	健康局
城東区役所	こども青少年局
鶴見区役所	環境局
阿倍野区役所	都市整備局
住之江区役所	建設局
住吉区役所	港湾局
東住吉区役所	会計室
平野区役所	消防局
西成区役所	水道局
	教育委員会事務局
	行政委員会事務局
	市会事務局

※ は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（以下「委員会構成局」という。）を示す。

○令和2年度の具体取組み

I コンプライアンス確保のための体制整備

1 入札情報の管理徹底

※下線は、令和2年度の新たな取組み

取組内容	取組所属
① 設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）	
<ul style="list-style-type: none"> ・各所属における「<u>入札契約情報管理マニュアル</u>」の策定及び遵守 ・情報管理強化の継続検討 ・「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守（予定価格調書作成ルール（作成時期・複数職員・封印後金庫内施錠保管）等） 	全所属
② 書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など	
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公共工事総合評価落札方式運用ガイドライン」の遵守 <p>（参考） 外部有識者による審査の原則を徹底（プロポーザル方式による業務委託契約）</p>	全所属

2 不正行為や不当圧力の排除

取組内容	取組所属
① 発注者綱紀保持の取組み及び周知 ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守 ・「公正契約職務執行マニュアル」概要版の活用 ・「公正契約職務執行マニュアル」の全職員への周知徹底 ・執務室等への周知ポスターの掲示 	全所属
② 外部者（元市職員を含む。以下同じ。）の執務室内立入禁止の徹底	
<ul style="list-style-type: none"> ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・執務室等への周知ポスターの掲示（再掲） 	全所属
③ 録音録画装置の設置・運用	
<ul style="list-style-type: none"> ・「録音録画装置設置運用要綱」等の遵守 	委員会 構成局
④ 不当圧力対応の記録の義務化	
<ul style="list-style-type: none"> ・「要望等記録制度」（政策企画室）の遵守 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」（政策企画室）の遵守 ・「説明責任を果たすための公文書作成指針」（総務局）の遵守 	全所属
⑤ 再就職者による働きかけの禁止の周知 ※職員の退職管理に関する条例第3条第2～4項、地方公務員法第38条の2第7項	
<ul style="list-style-type: none"> ・執務室等への周知ポスターの掲示（再掲） 	全所属
⑥ 職場における関係業者等との対応のルール遵守	
<ul style="list-style-type: none"> ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） 	全所属
⑦ 不当要求行為・クレーム対応ルールの遵守	
<ul style="list-style-type: none"> ・「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室）の活用 	全所属

3 知識の習得及びコンプライアンス意識の醸成

取組内容		取組所属
① 契約事務研修の実施		
	・ 職員の階層や属性に応じた契約事務研修及びコンプライアンス研修の実施	契約管財局
② 所属における知識の蓄積、継承		
	・ 各所属の実情に応じた、契約事務に関する知識の蓄積や継承	全所属

契約事務研修について

契約管財局は、契約事務に関する知識の習得やコンプライアンス意識の醸成を図ることにより、事務手続の適正性を確保し、不正・不適正事案を未然に防止することを目的として、契約事務研修を実施する。

まず、年度当初に、基礎的知識の早期習得を目的として、課長級以下の全職員を対象にeラーニング研修を行う。

また、これに合わせて、全職員に対してコンプライアンスにかかるeラーニング研修を実施し、組織全体へのコンプライアンス意識の醸成と浸透を図る。

平成31年度は、発注案件の価格情報を知りうる立場にある設計担当部門の職員に対して、コンプライアンスの重要性を再認識させるための研修を実施した。令和2年度は、さらに監督・検査に携わる職員も対象に加え、より幅広い職員に向けて研修を開催する。なお、長期在籍職員や契約事務研修未受講者についても、引き続き受講の勧奨などの取組みを通じて、幅広く受講者を募っていく。

さらに、コンプライアンス研修だけではなく、実務者に対する研修についても、基礎的な内容をはじめ、具体的な事例を紹介するなどの実務に即した形での研修をテーマ別に実施し、研修の充実を図る。

令和2年度実施分（予定）

・ 契約管財局実施の研修【職段階別研修】

実施時期	対象者	実施内容
令和2年4月	全職員（課長級以下）	eラーニング研修（契約事務・コンプライアンス）
令和2年4月	所属長	eラーニング研修（コンプライアンス）
令和2年5月	契約業務の初任者	契約事務（基礎的内容）
令和2年7月～8月	契約業務の実務者 長期在籍職員等	コンプライアンス
令和2年10月	契約業務の実務者	契約事務（テーマ別）

・その他の所属実施の研修【契約管財局職員を講師として派遣するもの】

各所属からの要望に応じて実施

(参考) 令和元年度実績

・契約管財局実施の研修【職段階別研修】

実施時期	対象者	実施内容
令和元年5月15日	所属長	コンプライアンス (外部講師：弁護士)
令和元年5月30日、31日	契約業務の実務者 (初任者向け)	契約事務・コンプライアンス
令和元年8月2日	契約業務の実務者 (設計担当者含む)	コンプライアンス (外部講師：公正取引委員会担当官)
令和元年8月28日	課長級職員	コンプライアンス (外部講師：弁護士)
令和元年9月5日、6日	監督職員(工事)	契約事務・コンプライアンス (外部講師：国土交通省担当官)
令和元年10月21日、23日	契約業務の実務者	契約事務(テーマ別)

・その他の所属実施の研修【契約管財局職員を講師として派遣したもの】

実施時期	対象者	実施内容
令和元年8月20日～ 令和元年8月22日	建設局職員 (課長代理級以上)	コンプライアンス
令和元年12月12日	水道局職員	

II 不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応

取組内容		取組所属
① 談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき実施 （談合情報等を受けた場合の契約管財局への速やかな報告、関係職員・業者に対する事情聴取、不自然な入札（疑義案件）の調査、など） ・談合防止について事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属
② 不自然な入札（疑義案件）の分析・研究		
	<ul style="list-style-type: none"> ・疑義案件の分析 ・大阪市入札等監視委員会に報告 ・入札結果の監視 ・疑義案件・不正入札の継続的な研究 など 	契約管財局
③ 建設業法違反等不正行為に関する情報への対応 ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市建設業法違反事案等対応マニュアル」に基づき実施 ・「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき実施 ・関係法令遵守の事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属
④ 大阪市発注の業務委託契約における最低賃金違反に係る情報への対応		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「最低賃金に係る情報の提供に関する取扱い」に基づき実施 	全所属
⑤ 各所属の契約における不適正事案等の把握・対処		
	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属に対する契約事務調査の実施（契約事務審査会の実施状況等） 	契約管財局
	<ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約事務に関する不適正事案の把握・報告・再発防止策の徹底 	全所属

Ⅲ 不正が起きにくい入札契約制度の構築

取組内容		取組所属
① コンプライアンス監視機能の強化		
	・大阪市入札等監視委員会への入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みに関する報告	契約管財局
	・契約事務審査会における契約事務手続の検証	全所属
② 設計情報に関する公表の推進		
	・積算基準等の情報公開の実施	委員会 構成局
③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止		
	・予定価格の事前公表等の効果検証	契約管財局
④ 契約手続漏れの防止		
	・契約締結までの手続きや締結漏れを防止する事前の確認	全所属

Ⅳ その他

取組内容		取組所属
① 不正・不適正事案及び他団体の取組み事例の調査研究		
	・本市事案における刑事裁判、懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック ・他の発注機関における先進的な取組み事例や、刑事裁判、官製談合事件や不適正随意契約事案などのチェック	契約管財局
② 定期的な人事異動の実施		
	・価格漏洩など不正行為疑念払拭のため、業者等の利害関係者と接点のある職場について、定期的な人事異動を実施 ・異動先が限定される専門的職種等、定期的な人事異動が困難な所属については、長期在籍職員に対して研修受講への促進等を行い、研修を通じてコンプライアンス意識を徹底	全所属
③ 相談対応の機能強化		
	・相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR、制度改善、課題解消事案の情報発信）	契約管財局